

平成25年度食品、添加物等の夏期食品一斉取締り等実施結果について

1 夏期一斉取締り

夏期に多発する食中毒等、食品による事故を防止するとともに、積極的に食品衛生を確保することを目的として、県内の食品等営業者に対する一斉監視等を行いました。

(1) 実施期間 7月1日～8月31日

(2) 重点監視指導事項

ア 大量調理施設等に対する監視指導

イ 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、*Kudoa septempunctata*等による食中毒防止対策

ウ アレルギー物質や添加物等の適正表示

エ 生食用食肉を取り扱う施設に対する監視指導及び生食用食肉の適正表示

オ 大規模なイベント等への食品提供施設に対する事前の監視指導

カ 浅漬けや生で喫食するカット野菜の製造施設に対する監視指導

【立入検査結果】

延べ3,887施設に対して、立入検査を実施しました。

食品衛生法等の違反施設数は3施設で、その内訳は、食中毒が1施設、生食用牛肉の規格基準違反が2施設ありました。

これらに対する措置として、食中毒の原因となった施設に対しては衛生的な環境が確保されるまでの間、営業禁止を命じました。規格基準違反については基準に適合するよう指導し、食品衛生の確保を図りました。

業 種		監視指導 延施設数	違反 施設数	備考
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 す る 業 種	飲食店営業	973	3	
	菓子製造業	185		
	乳処理業	19		
	乳製品製造業	18		
	集乳業	4		
	魚介類販売業	216		
	魚介類せり売り営業	5		
	魚肉ねり製品製造業	2		
	食品の冷凍または冷蔵業	7		
	かん詰またはびん詰食品製造業	17		
	喫茶店営業	78		
	あん類製造業	11		
	アイスクリーム類製造業	45		
	乳類販売業	237		
	食肉処理業	12		
	食肉販売業	197		
	食肉製品製造業	7		
	乳酸菌飲料製造業	9		
	食用油脂製造業	3		
	みそ製造業	3		
	醤油製造業	3		
	ソース類製造業	6		
	豆腐製造業	8		
めん類製造業	43			
そうざい製造業	74			
添加物(規格あり)製造業	3			
清涼飲料水製造業	20			
氷雪販売業	5			
小 計		2,211	3	
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 し な い 業 種	給食施設	68		
	食品製造業	256		
	野菜果物販売業	182		
	そうざい販売業	222		
	菓子販売業	217		
	食品販売業	455		
	添加物の販売業	140		
	器具・容器包装、おもちゃの 製造業又は販売業	135		
	氷雪採取業	1		
小 計		1,676	0	
合 計		3,887	3	

【収去検査結果】

食品の検査は、571検体を対象に規格基準等の検査を行いました。

その結果、アイスクリーム類・氷菓で大腸菌群陽性の違反が1件発見されました。この違反に対しては、製造工程の改善や施設の衛生管理について指導を行い、報告書を徴収しました。また、魚介類で動物用医薬品基準値超過が1件発見された際は、営業者に対して食品の廃棄を命令しました。

品 目	検体数			違反件数	備考
	国産	輸入	合計		
魚介類	18	1	19	1	
魚介類加工品	2	2	4		
食肉製品及び食肉加工品	15	0	15		
乳	121	0	121		
乳製品及び乳類加工品	24	0	24		
アイスクリーム類・氷菓	25	0	25	1	
めん類	55	0	55		
菓子類	61	0	61		
(上記以外の)穀類加工品	6	0	6		
生鮮野菜及び果物	9	7	16		
野菜果物乾燥品及び加工品	26	0	26		
漬物	39	0	39		
(上記以外の)野菜・果物の加工品	10	0	10		
そうざい及びその半製品					
弁当	85	1	86		
冷凍食品	4	0	4		
氷雪	10	0	10		
その他の食品	1	0	1		
	49	0	49		
合 計	560	11	571	2	

2 食品衛生月間

県民が健康で安心な食生活を営むことができるよう、8月を食品衛生月間として、食品等営業者及び消費者等に対し、食品衛生思想の普及・啓発を図るとともに、食品の安全性に関する情報提供を行いました。

実施事項及び内容	実施回数	参加人数	備考
1 営業者及び消費者に対する講習会等			
(1) 食品等営業者	6	165	
(2) 給食施設	3	181	
(3) 消費者	2	69	
(4) その他の衛生講習会	3	35	
2 広報紙掲載による広報活動 (市町等広報誌への掲載)	9		
3 食品衛生指導員による巡回指導	81	358	
4 その他			
(1)保健所等窓口、各種講習会及び巡回指導におけるパンフレット等の配布			
(2)メールマガジンによる広報			
(3)ホームページによる食中毒予防の啓発			
(4)農務、消費者行政部局との合同表示監視			